

議案第 32 号

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別会計条例の一部を改正する条例

橋本市特別会計条例(平成 18 年橋本市条例第 69 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) <u>簡易水道事業</u> 簡易水道事業</p> <p>(2) <u>略</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1) <u>簡易水道事業特別会計</u> 簡易水道事業</p> <p>(2) <u>略</u></p>

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。